



## 学校法人菊武学園 行動計画

本学園は、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、両立支援制度を充実させ、全ての教職員が個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

**目標1：次世代育成を担う教職員が、積極的に自らのキャリア形成に取り組むことができる環境を整備する。**

<取組内容>

令和7年4月～

- ・次世代育成を担う教員のワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や研究力向上のための取組を継続して推進する。
- ・次世代育成を担う職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備と適切な業務体制の整備に努める。

**目標2：男性教職員の育児休業等の取得を促進する。**

<取組内容>

令和7年4月～

- ・育児休業等の取得に対する意識の向上を図り、男性教職員が育児休業等を取得しやすい職場環境づくりに努める。
- ・育児のための勤務時間の短縮等の措置や、育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置を講じる。
- ・育児休業等の制度の周知と取得意向の確認を行う。

<育児休業等の取得に係る数値目標>

- ・計画期間における男性教職員の平均育児休業取得率を20%以上とする。

**目標3：教職員の所定外労働時間の縮減を促進する。**

<取組内容>

令和7年4月～

- ・働き方改革への意識の向上を図り、定時退勤できる環境づくりに取り組み、教職員の所定外労働の縮減を促進する。

<労働時間の状況に係る数値目標>

- ・教職員一人当たりの各月ごとの所定外労働時間の合計時間数を20時間未満とする。

**目標4：年次有給休暇の取得を促進する。**

<取組内容>

令和7年4月～

- ・年次有給休暇の取得を促進し、計画的な年次有給休暇の取得や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した年次有給休暇を取得しやすい職場の環境づくりに努める。

**目標5：教職員における管理職に占める女性の割合を45%以上にする。**

<取組内容>

令和7年4月～

- ・女性教職員の管理職に対する意識醸成を図るため、自己啓発研修や外部研修等への積極的な参加を促進する。
- ・女性の管理職候補者の業務経験や業務適性等を検討し、女性管理職への登用を推進する。

女性の活躍に関する情報公表（令和7年3月1日現在）  
＜女性教職員に対する職業生活に関する機会の提供＞

1. 教職員に占める女性教職員の割合

教育職員44%、事務職員55%、全体48%

2. 管理職に占める女性教職員の割合

教育職員50%、事務職員39%、全体44%

※管理職とは、以下の役職にある者をいう。

教育職員：大学・短期大学は学科長、高等学校は主幹、専門学校は教頭、  
幼稚園・保育園は副園長以上の役職

事務職員：各校・各部署の課長、事務長以上の役職